平成２２年（フ）第７２５９号
東京都調布市若葉町１丁目16―５　ヤングハイムＡ101
破産者　及川　直樹
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５２５号
東京都北区上中里３丁目３―９―201
破産者　城　　将
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６２８号
千葉県千葉市美浜区打瀬２丁目８―14―412
破産者　荒川　義人
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１９４号
東京都三鷹市井口３丁目18―34―201
破産者　中野　智則
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１９５号
東京都八王子市明神町１丁目９―４―301
破産者　中野　美子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２９２号
東京都杉並区上井草３丁目17番24号
破産者　有限会社エーディーロード
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５９５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰沢町86
破産者　村松　賢次
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５９６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰沢町86
破産者　村松美惠子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６８６号
埼玉県朝霞市栄町１丁目５―43
破産者　作田　一央
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７２２号
東京都世田谷区北沢２丁目10番15号　藤和下北沢ハイタウン313号
破産者　株式会社クラフタツ
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７２３号
東京都世田谷区奥沢８丁目26―28
破産者　石垣　　朗
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８１９号
東京都中央区勝どき４丁目３番４号
破産者　有限会社ティーケートラストフーズ
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８２０号
東京都板橋区三園１丁目41―33
破産者　平野　玲子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９１２号
千葉県千葉市若葉区貝塚町1223　ウェルズ21都賀―Ａ号室
破産者　株式会社テレタンク
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９６６号
埼玉県八潮市大字大曽根426番地１
破産者　高橋運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９６７号
埼玉県八潮市緑町１丁目29―９　新美方、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字大曽根426―１
破産者　高橋　正男
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９６８号
埼玉県八潮市緑町１丁目29―９　新美方、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字大曽根426―１
破産者　高橋　和子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９８２号
東京都江東区東砂３丁目18番12号
破産者　有限会社森田木型製作所
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９９６号
東京都台東区東上野６丁目10番１号
破産者　ファームエージェント有限会社
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９９７号
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目11―１―104
破産者　三科　好造
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９００６号
東京都世田谷区北沢４丁目16番７号
破産者　株式会社ディーゴ.
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９００９号
東京都荒川区西尾久４丁目11―３―513
破産者　末満　文雄
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部